

平成 26 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社夢テクノロジー  
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 眞吾  
( J A S D A Q ・ コード 2 4 5 8 )  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取締役副社長 金子壮太郎  
電 話 0 3 - 5 9 4 0 - 2 2 1 5

## 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月 30 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

### 記

#### I スtockオプションとして新株予約権の募集を行う目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層、当社取締役及び従業員の意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントを高めることを目的として、当社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

#### II 新株予約権の発行要領

##### 1. 新株予約権の数

170 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 170,000 株とし、下記 3 (1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

##### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 4,750 円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区元赤坂 1-6-2 安全ビルレジデンス 19 階）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を

基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の東京証券取引所における当社終値 950 円/株、株価変動率 74.2% (年率)、配当利率 4.2% (年率)、安全資産利子率 0.4% (年率) や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額 950 円/株、満期までの期間 9.3 年、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、当社普通株式 1,000 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。) 又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割 (又は併合) の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 950 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割 (又は併合) の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成30年1月1日から平成35年12月31日までとする。（但し、平成35年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権者は、平成27年9月期（平成26年10月1日から平成27年9月30日）、平成28年9月期（平成27年10月1日から平成28年9月30日）及び平成29年9月期（平成28年10月1日から平成29年9月30日）の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書（以下、「当社連結損益計算書」といい、連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）に記載された営業利益が次の各号に定める条件を、上記のいずれか2期達成した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(ア) 平成27年9月期の監査済みの当社連結損益計算書における営業利益が3億円を超過している場合

(イ) 平成28年9月期の監査済みの当社連結損益計算書における営業利益が3.5億円を超過している場合

(ウ) 平成29年9月期の監査済みの当社連結損益計算書における営業利益が4億円を超過している場合

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日後、当社の役員または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権者が、当社の使用人である場合、当社の就業規則に定める降格以上の懲戒処分

を受けた場合、当該処分以降は、本新株予約権を行使することができない。

- ④ 新株予約権者が、当社の取締役である場合、会社法上、必要な手続を経ず、同法第 356 条第 1 項第 1 号に規定する競業取引、又は同条項第 2 号若しくは第 3 号に規定する利益相反取引を行った場合、当該取引以降は、本新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合、当該処分以降、本新株予約権を行使することができない。
- ⑥ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑧ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑨ 上記①が達成できないことが確定した場合及び②乃至⑥の何れかの事由が発生した場合、当該新株予約権者の保有する本新株予約権は消滅する。

#### 4. 新株予約権の割当日

平成 26 年 11 月 14 日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3 (6)に定める規定により本新株予約権の行使が不可能となった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記 3 (1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3 (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6 (3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記 3 (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3 (3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

#### 8. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役及び従業員 656名 170個

### III 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、割当てを受ける予定の当社取締役のうち、佐藤眞吾、大原智彦及び佐藤大央の3名が当社の親会社である株式会社夢真ホールディングスの取締役を兼務しているため、支配株主との取引等に該当します。

#### 1. コーポレートガバナンス報告書との適合状況

当社が平成26年1月8日付で開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです。

「株式会社夢真ホールディングスが当社の発行済株式の79.71%を保有する親会社であり、当社の取締役佐藤眞吾、佐藤大央は同社の取締役を各々兼務しております。当社は上記のように同社とは、資本関係および人的関係がありますが当社固有の経営戦略、経営計画を策定しております。グループ企業内で競合する事業はなく、かつ当社独自の方針により事業を展開しており、特に制約および調整事項等はありません。以上のことから、当社としては一定の独立性が確保されていると判断しております。支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性等について当社取締役会で審議の上決定しており、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応しております。」。

本新株予約権の発行は、以上の指針に基づいて決定しております。

#### 2. 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

当社取締役会における本新株予約権の内容及び条件の決定にあたっては、当社取締役である佐藤眞吾、大原智彦及び佐藤大央は、利益相反の回避の観点から、審議及び決議に参加していません。

本新株予約権の発行は、当社顧問弁護士の指導のもと、生じうる利益相反等を考慮したうえで、社内定められた規則および手続きに従って適正に行っております。また、発行価額等は、第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーの価格算定の結果を勘案して決定されており、その他新株予約権の内容及び条件等についても、上記「II. 新株予約権の発行要

領」に記載のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容および条件から逸脱するものではなく適正なものであると考えております。

### 3. 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本新株予約権の内容および条件の妥当性を平成26年9月30日開催の当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。当該取締役会では、支配株主と利害関係のない社外監査役である松本幸雄及び横山彰彦が審議に参加し、本新株予約権に係る募集における対価の公正性及び目的について問題はなく、発行条件の決定手続についても、当社と支配株主等との間で生ずる利益相反を回避する措置が適切にとられていることから、本新株予約権の募集は、少数株主に不利益を与えるものではない旨を意見表明しております。

以 上